

水道の故障はすぐ修繕を

◆修繕は水道センター又は指定給水装置工事事業者へ◆

どんな小さな水もれでも、ほうっておくと大きなムダ使いになり水道料金も高額になってしまいます。すぐ修繕しましょう。

水道の修繕工事は、水道センター又は指定給水装置工事事業者へお願いします。

(29ページを参照)

●水道が故障したら

すぐ修繕してください。ご家庭ではなおせない故障は、とりあえず応急手当をして水道センター又は指定給水装置工事事業者にお申し込みください。

●修繕のお申し込みをされるときは

つぎのことをできるだけわしくお知らせください。

- ・おとこ
- ・おなまえ
- ・水道料金の領収証に書いてある番号
(お客様番号及び道順番号)
- ・付近の目標になるもの
- ・故障の箇所と状況

●こんなときは、すぐ修繕しましょう

- ・じゃ口の水が止まらないときは、コマやパ

ッキンをとりかえるとすぐになります。

(修繕のしかたは12～17ページをざらんください)

- ・コマやパッキンをとりかえても、水が止まらないときは、じゃ口をとりかえなければなりません。じゃ口は、ご自身で取替えます。(お湯と水の混合水栓は除く)
- ・じゃ口のとりつけ部分から水がもれているときは、応急処置は必ずかしいので、すぐに修繕してください。

●前回にくらべて急に水道の使用水量がふえたようなときには

地下・床下など、どこか見えないところで水がもれていることがあります。そんなときはつぎのようにして調べましょう。

- ・家中のじゃ口を全部しめる。
- ・メーターの赤い針(1リットル単位のところ)を調べる。
もし、赤い針がまわっていたら、どこかで水がもれている証拠です。すぐに修繕をお申し込みください。

●地下・床下など見えないところでの水もれを修繕したときは

水道料金を減免することができますので、水道局にご連絡ください。

(じゃ口やトイレなど見えるところの水もれは減免できません)。

●地震のあとは

念のため、左記の方法により敷地内の水もれ調査をしてください。

●水洗便所などの水もれ

水洗便所・ガス湯わかし器・電気温水器などから水がもれるときは、水道センター又は指定給水装置工事事業者へ修繕をお申し込みください。

●応急手当のしかた

係員が修繕におうかがいするまでのあいだ、つぎのような応急手当をしておきましょう。

①まず、止水栓をしめてください。止水栓をしめるには、次のようにハンドルを右→にまわしてください。そうすると水は止まります。なお、止水栓はメーターボックスの中にあります。

古い止水栓には、しまりにくいものもあります。そんなときは、無理にしめつけな

ないようにしてください。

②給水管から水が吹き出しているときには破裂した部分に布かテープをしっかりまきつけ、針金かヒモでしばってください。

●修繕の費用について

じゃ口の交換等は、型式により、また給水管の漏水修繕は管の種類(鋼管、ビニール管、ステンレス管)により費用が異なります。

給水管の場合は地下に埋設されているため、漏水の状態が不明の場合が多く、管種、管交換の長短等、掘削しなければ分からないことがあり、施工前の費用の見積が困難なときがありますので、あらかじめご承知おきください。



止水栓
(ストップバルブ)